

(電子メール施行)
教体第1059号
令和2年4月9日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

登校日の取り扱いについて

標記の件につきまして、別添のとおり県立学校長あてに通知しましたのでお知らせします。

市町立小・中学校の中には、登校日に一斉登校をしなければならないという誤解により、「三つの密」（密閉・密集・密接）が避けられない等の理由で、保護者や児童生徒等の不安が高まっている状況が見受けられます。

このため、「登校日」を「登校可能日」とする県の考え方を参考に、各市町の状況に応じて、柔軟に対応願います。

なお、児童生徒等との対応を行う際には、原則マスクを着用する必要があることを申し添えます。